

Clip!

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の申請方法について

問合せ先：企画課
政策担当

①申請書が届きます
市企画課から対象予定者宛てに申請書（請求書）を送付します。（7月下旬）

②申請書に必要な事項を記入、必要書類を添付します
申請書に必要な事項をご記入ください。また、申請には申請者

■「子育て世帯臨時特例給付金」支給額
対象児童一人につき3,000円
平成27年6月分の児童手当を都留市から受給される方

■「臨時福祉給付金」支給額
一人につき6,000円
支給対象者
基準日（平成27年1月1日）時点で住民票が都留市にあり、平成27年度分の住民税が課税されていない方

■「申請方法について（両給付金共通）」
申請書が届きます
市企画課から対象予定者宛てに申請書（請求書）を送付します。（7月下旬）
※ご自身が対象と思われるのに、申請書が届かない場合は、市企画課までお問い合わせください。

②申請書に必要な事項を記入、必要書類を添付します
申請書に必要な事項をご記入ください。また、申請には申請者



③申請書提出します
申請書を、窓口へ直接または返信用封筒に入れ郵送して提出してください。
※申請期間は、平成27年8月3日（月）～12月25日（金）（郵送の場合は当日消印有効）です。

④給付金を支給（入金）します
申請いただいた方には、支給・不支給に関わらず通知を送ります。審査の結果、支給要件を満たした方には、指定した口座に平成27年10月から順次支給（入金）します。

Clip!

八朔祭に、積極的に参加してみませんか？

問合せ先：記事内をご覧ください

大名行列お姫様・腰元役 募集!
9月1日（火）、八朔祭にちなむ「ふるさと時代祭り」が開催されます。祭りの呼び物として繰り出される大名行列は総勢120名で奴姿の赤熊、お姫様やお殿様たちが歴史絵巻を繰り広げます。皆さまもこの大名行列に参加しませんか。

出演日
9月1日（火）11時～18時
※8月30日（日）13時30分から総練習があります。
※8月上旬に衣装・髪合わせがあります。

募集人員
お姫様（都留市在住または出身の未婚女性） 1名
腰元（都留市在住または出身の未婚女性） 若干名

配役
それぞれの道具と衣装をまとい大名行列に入って行進します。

応募締切 7月16日（木）
抽選発表
応募者が多数の場合は、抽選会を行います。



大名行列の花形「赤熊」募集!
大名行列の花形とも言える赤熊と一緒に演じてみませんか？下天神町大名行列保存会では、赤熊の伝統を後継していく仲間を募集しています。

出演日
9月1日（火）11時～18時

募集人員 一般男性 若干名
※8月26日（水）、27日（木）、28日（金）19時からの赤熊練習と30日（月）13時30分からの総練習の全てに参加できる方

配役 赤熊
※奴姿に衣装をまとい道具をもつて大名行列に入って行進します。

応募締切 7月16日（木）
共通申込・問合せ先 お電話にて申込みください。
産業観光課内
ふるさと時代祭り実行委員会
事務局 ☎(43)1111
内線156

「八朔inつる」参加者・スタッフ募集!
9月1日の夜、谷村第一小学校グラウンドで行う「八朔inつる」の参加者・スタッフを募集します。ステージでの発表、テントで展示などをしてほしい団体やサークル、お祭りを盛り上げる企画・アイデアのある方、お祭り好きな方をお待ちしています。

※年齢は、18歳以上の方に限ります。

申込締切 7月15日（水）
申込・問合せ先
八朔inつる実行委員長
☎090(4823)4844
(新館)



Clip!

都留市プレミアム付商品券発行事業について

問合せ先：記事内をご覧ください

都留市プレミアム付商品券の一般用につきましては、先月19日（金）の販売当日に即日完売となりました。

ご購入いただけなかった皆さまに對しましては、ご希望に沿えない結果となり、大変申し訳ございませんでした。

子育て用の販売について
6月に世帯主さまあてに、市から引換券をすでに送付しておりますので、引換券をお持ちの上、お早目に企画課にてご購入ください。また、母子健康手帳を発行されている方も、お早目に企画課でお手続きください。

引換販売日時・場所
月～金曜日 9時～16時
市役所2階企画課

※引換販売につきましては、7月末までとなりますので、お急ぎください。

※水曜日は19時まで市役所1階ホールで販売します。（祝日除く）

問合せ先 総務部企画課

Clip!

市立病院の外来診療をお知らせします(平成27年7月～)

問合せ先：市立病院
医事担当 ☎(45)1811

■受付時間

	時間
平日	8:30～11:00
土曜日	8:30～10:30
眼科(月～土)	8:30～10:00

■午後診療受付時間

診療科目	診療日	時間
内科	火・木	13:00～15:00
皮膚科	火・金	13:30～16:00
耳鼻咽喉科	月	13:30～16:00
乳腺外科	月	12:30～16:30
呼吸器外科	水	12:30～14:30
禁煙外来	金	電話による予約制

■外来休診日

日曜日
国民の祝日
年末年始(12月29日～1月3日)

■この予定表は予告なく変更することがあります。休診情報などの詳細についてはお問い合わせください。

診療科	診察室	時間	月	火	水	木	金	土
内科	1	午前	鈴木	鈴木	保坂	渡辺	鈴木	交代制
		午後						
	2	午前	樋貝	落合	渡辺 人間ドック含む	落合	保坂 人間ドック含む	交代制
		午後						
	3	午前	保坂【予約】		樋貝【予約】	樋貝	渡辺【予約】	
午後			鈴木【予約】		保坂			
5	午前	渡辺【予約】	山梨大学医師 糖尿病外来【予約】	落合【予約】	保坂【予約】	齋藤		
	午後		山梨大学医師 糖尿病・一般		鈴木【予約】			
外科	6	午前			深澤 呼吸器・一般			
		午後						
	12	午前	岡本	岡本	川島	川島	岡本	川島
		午後						
13	午前	山梨大学医師 小児外科外来	深澤 呼吸器・一般	山梨大学医師 乳腺外科外来	丸山	深澤 呼吸器・一般	深澤 呼吸器・一般	
	午後	山梨大学医師 乳腺外科外来		深澤 呼吸器・一般		深澤 禁煙外来		
17	午前	丸山【予約】						
	午後							
整形外科 ※1 第2・4・5週 ※2 第1・3週 ※3 第1・3・5週 ※4 第2・4週	10	午前	高澤	丸木 ※3 高澤 ※4	高澤 ※3 丸木 ※4	高澤	丸木	交代制 (事前にお問合せください)
		午後						
11	午前	関戸	関戸 ※3 非常勤医師 ※4	関戸 ※1 交代制 ※2	関戸	関戸		
	午後							
脳神経外科	14	午前	小俣	小俣	山梨大学医師	小俣	小俣	
小児科 ※1 第3火曜日 ※2 第3木曜日	15	午前	太田	太田	太田	高橋	太田	交代制
		午後		山梨大学医師 神経外来 ※1【予約】	予防接種	山梨大学医師 心臓外来 ※2【予約】	予防接種	
16	午前	高橋	亀井	山梨大学医師	亀井	山梨大学医師	交代制	
	午後		乳児検診	予防接種		予防接種		
産婦人科	18	午前	赤十字病院医師		赤十字病院医師	赤十字病院医師		
耳鼻咽喉科	21	午前		山梨大学医師	山梨大学医師		山梨大学医師	
眼科 ※1 第2・4週	20	午前	東京医科大学医師	東京医科大学医師	東京医科大学医師		山梨大学医師	東京医科大学医師 ※1
		午後		山梨大学医師			山梨大学医師	
皮膚科	6	午前		山梨大学医師			山梨大学医師	
泌尿器科	17	午後		山梨大学医師			山梨大学医師	
		午前		山梨大学医師		山梨大学医師		

※形成外科の診療は7月より休診となります。

Clip!

職員採用試験のお知らせ【行政職／看護・保健職／消防職】

問合せ先：総務課
職員担当

試験職種及び平成28年度採用予定人員

行政職(上級)	10名程度
行政職(上級)〈学芸員〉	1名
行政職(上級)〈図書館司書〉	1名
行政職(上級)〈管理栄養士〉	1名
看護・保健職(保健師)	1名

消防職(上級)〈市消防署または道志出張所勤務〉 1～2名
消防職(初級)〈市消防署または道志出張所勤務〉 2～3名

受験資格

地方公務員法第16条の欠格条項(下記参照)のいずれかに該当する者、または日本国籍を有しない者は受験できません。

【行政職(上級)】

・昭和61年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業(平成28年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者

【行政職(上級)〈学芸員〉】

・昭和55年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業(平成28年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有し、学芸員の資格を有する者(平成28年3月までに資格取得見込みを含む)

【行政職(上級)〈図書館司書・管理栄養士〉】

・昭和61年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業(平成28年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有し、試験職種の資格を有する者(平成28年3月までに資格取得見込みを含む)

【看護・保健職(保健師)】

・昭和61年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた者で、保健師の免許を有する者(平成28年3月までに免許取得見込みを含む)

【消防職(上級)】

・昭和63年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業(平成28年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者

【消防職(初級)】

・平成3年4月2日～平成10年4月1日までに生まれた者で、高等学校を卒業(平成28年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者
・普通自動車運転免許(平成28年3月取得見込みを含む)、オートマチック限定免許を除くを有する者
・採用時以後、勤務地に居住できる者

消防職受験資格

男性・身長おおむね160cm以上、体重おおむね50kg以上、視力等正常な者
女性・身長おおむね155cm以上、体重おおむね45kg以上、視力等正常な者

受験手続及び受付期間

受験申込書を8月3日(月)～8月17日(月)までに総務部総務課職員担当まで提出してください。(受験案内は、7月1日(水)から配布します。)

インターネットによる受付期間は、8月3日(月)～8月10日(月)までです。

申込方法等の詳細については、職員採用試験案内及び市ホームページへ掲載します。

試験日及び会場

第1次試験

9月20日(日)

市役所3階大会議室

2階第一会議室

第2次試験

(第1次試験合格者のみ)

10月下旬

試験の方法

第1次試験(筆記試験)

第2次試験(面接・作文)

※「消防職」は右記試験以外に体力検査を行います。

合格発表

第1次試験 10月初旬

第2次試験 11月中旬

※地方公務員法第16条(欠格条項)

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

Clip! 平成27年度国民健康保険税の改正について

■国民健康保険税の軽減措置対象変更について

軽減対象世帯	変更前	変更後
7割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円を超えない世帯	変更なし
5割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+24.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)を超えない世帯	
2割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)を超えない世帯	

※特定同一世帯所属者：国民健康保険被保険者が75才到達により、国保資格を喪失した者で、資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。

■国民健康保険賦課限度額の引き上げについて

	医療給付分(0歳から74歳)	後期高齢者支援金分等分(0歳から74歳)	介護納付金分(40歳から64歳)
所得割額(課税標準額*×率)	7.68%	2.45%	2.06%
均等割額(被保険者1人当たり)	27,500円	8,500円	10,300円
平等割額(1世帯当たり)	24,400円	7,500円	6,000円
賦課(課税)限度額	520,000円 変更前510,000円	170,000円 変更前160,000円	160,000円 変更前140,000円

※課税標準額：前年中の合計所得金額-33万円(基礎控除額)
※平等割額について、特定同一世帯所属者がいる世帯は減額される場合があります。

問合せ先：届出関係 市民課 保険年金担当
課税関係 税務課 市民税担当
納税関係 税務課 収納対策室

①低所得者の保険税軽減措置の拡充
低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象範囲を拡充します。

②国民健康保険税賦課(課税)限度額の見直し
国民健康保険税の医療給付分、後期高齢者支援金等及び介護納付金分の賦課限度額がそれぞれ引き上げられます。

◆国民健康保険税は世帯主に課税されます!
国民健康保険税は、世帯主が納付することになっています。このため、世帯主が社会保険等に加入している場合や後期高齢者医療保険に加入している場合でも、他の世帯員(家族)が国民健康保険に加入していれば、世帯主に納税通知書が送付されます。

◆所得の申告は忘れずに!
国民健康保険税の決定や軽減判定、また入院時の食事代、高額療養費の算定などには世帯の所得情報が必要です。収入がない場合等でも忘れず所得の申告を行ってください。

Clip! 市民活動推進委員を募集します!



■市民活動推進委員の活動によって、まちづくり交流センターに設置された「ひとこと掲示板」。市民の方の「ひとこと」を自由に書き込むことができます。

問合せ先：地域振興課 地域振興担当

都留市市民活動推進委員の改選にあたり、市民の皆さんから委員を募集します。

対象 市内在住の方
定員 若干名
任期 2年
(平成27年8月～平成29年8月)
報酬 1回の会議につき5,000円の委員報酬を支給(交通費の支給はありません)。
申込締切 7月15日(水)まで
※応募方法については、地域環境課地域振興担当までご連絡ください。

Clip! 後期高齢者医療保険についてのお知らせ

問合せ先：市民課 保険年金担当

■所得区分について

自己負担	所得区分	対象要件
3割	現役並み所得者※	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度に加入している被保険者がいる方
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の方
1割	低所得者Ⅱ	属する世帯の世帯員全員が住民税非課税である方
	低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、各収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の方

※現役並み所得者の負担区分判定基準

同一世帯に属する被保険者の所得及び収入により判定します。次の場合は、申請により「一般(1割)」の区分になります。
・同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者が2人以上で、加入者の収入合計金額が520万円未満の場合。
・後期高齢者医療制度の加入者が1人で、収入の合計金額が383万円未満の場合。
・世帯で後期高齢者医療制度に加入している被保険者が1人で現役並み所得者の場合は、同一世帯内の70歳～74歳の方を含めた70歳以上の方の収入の合計金額が520万円未満の場合。

■後期高齢者医療被保険者証
有効期限が平成28年7月31日の新しい後期高齢者医療被保険者証が交付されます。被保険者のお手元には7月下旬に簡易書留で郵送されます。新しい被保険者証はお手元に届いた日から使用できます。平成26年度までの後期高齢者医療保険料に未納がある方につきましては、有効期限が短いものとなる場合がありますので、ご了承ください。現在お使いの被保険者証は、8月以降使用できません。古い被保険者証については個人情報記載が廃棄されていますので、裁断するなどして廃棄していただきますようお願いいたします。新しい後期高齢者医療被保険者証は「**オレンジ色**」となります。

■限度額適用・標準負担額減額認定証
限度額適用・標準負担額減額認定証につきましては平成27年8月1日より新しいものとなります。色は変更ありませんが、有効期限が平成28年7月31日までのものであります。前年度に交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付いたします。前年度に交付を受けているのに証が届かない場合は、世帯に未申告の方がいる可能性がありますので、ご連絡ください。認定証は被保険者証とは別便で、同じく7月下旬に郵送いたします。

◆保険料の計算方法
後期高齢者医療保険料は、山梨県後期高齢者医療広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員が個人単位で納めます。保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となります。

均等割額	+	所得割額
40,490円		(所得-33万円)×7.86%

また平成27年度4・6・8月の仮徴収額は、2月に天引きされる特別徴収額と同額になります。

平成27年度保険料率	
均等割額	40,490円
所得割率	7.86%
保険料賦課限度額	57万円

■均等割軽減の判定方法と軽減額など

軽減割合	判定方法	軽減額	軽減後均等割額
9割軽減	8.5割軽減に該当する場合には、その世帯の被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入80万円以下	36,441円	4,049円
8.5割軽減	33万円以下	34,416円	6,074円
5割軽減	33万円+(26万円×被保険者数)以下	20,245円	20,245円
2割軽減	33万円+(47万円×被保険者数)以下	8,098円	32,392円

※世帯主及び被保険者の軽減判定の総所得金額等にて判定します。
※公的年金を受給されている方は、判定時に15万円が控除されます。

■平成27年度後期高齢者医療保険料
平成27年7月に平成27年度後期高齢者医療保険料が決定されます。平成27年度後期高齢者医療保険料は平成26年中の年金や給与・農業・不動産といった収入に基づいて算定され、平成27年4月から翌年3月までの1年間分を、それぞれの納付方法に応じた納期回数で除した金額で各期納めていただきます。今年度の7月算定時に賦課対象となる被保険者の方は平成27年7月1日までに資格を取得されている方です。また以降の月において、資格を取得した被保険者の方へは、取得月の翌月に通知書を送付いたします。なお、後期高齢者医療制度では、2年に一度保険料率を見直すこととされており、平成26年度に保険料率が改定となりました。(平成27年度の保険料率は平成26年度と同様となります)

■納付方法
◆特別徴収の方
特別徴収(年金からの直接天引き)により納めていただく方には、7月中旬に保険料決定通知書及び納入通知書が送付され、10月・12月・翌年2月に天引きされます。

◆普通徴収の方
普通徴収により納めていただく方(納入通知書等により直接金融機関等で納める方、あるいは口座振替を申請された方)は、7月中旬に保険料決定通知書及び納入通知書が送付されます。納期は年8回(7月から翌年2月までの毎月)となっております。口座振替の方については毎月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に口座より引き落としされます。期日をご確認のうえ納め忘れ、あるいは残高不足のないようにご注意ください。また各納期限までに納付がない場合

また平成27年度4・6・8月の仮徴収額は、2月に天引きされる特別徴収額と同額になります。既に仮徴収されている方は、本算定された年額から4・6・8月に納めていただいた金額を控除した差額が引きされます。また昨年8・5割軽減や所得割5割軽減などに該当、あるいは年度中途で保険料の変更等があったことにより、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更となった方で、本年10月より再度特別徴収となられる方については、7・8・9月を普通徴収、10月以降を特別徴収の方法による年6回で納めていただきます。

◆普通徴収の方
普通徴収により納めていただく方(納入通知書等により直接金融機関等で納める方、あるいは口座振替を申請された方)は、7月中旬に保険料決定通知書及び納入通知書が送付されます。納期は年8回(7月から翌年2月までの毎月)となっております。口座振替の方については毎月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に口座より引き落としされます。期日をご確認のうえ納め忘れ、あるいは残高不足のないようにご注意ください。また各納期限までに納付がない場合

■均等割軽減(均等割額40,490円)
同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等が右表に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。

◆所得割軽減
賦課の基となる金額が、58万円を超えない被保険者については、所得割額が一律5割軽減されます。

◆被用者保険の被扶養者であった者に対する9割軽減
後期高齢者医療制度の資格を取得する前日に被用者保険の被扶養者であった場合には、所得割額は課せられず、均等割額は9割軽減されます。均等割額は36,441円が軽減され、保険料額は年額で4,040円となります。

◆賦課限度額
平成27年度の保険料賦課限度額は平成26年度と同様となります。どんなに所得の高い方でも年57万円が上限となります。

Clip!

平成27年8月から介護保険制度の一部が変わります

問合せ先：長寿介護課
介護保険担当

所得要件		利用者負担
合計所得金額*1が160万円未満の方		1割
合計所得160万円以上の方	同一世帯**2の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額**3 1人世帯：280万円未満 2人以上世帯：346万円未満	1割
	上記以外の方	2割

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。
※2 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。
※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

平成27年8月から、費用負担の公平化に係る次の制度改正が行われます。
一定以上の所得のある利用者の自己負担割合の見直し
65歳以上の方(第1号被保険者)のうち、一定以上の所得がある方は、介護サービス費用の利用者負担が2割になります。

月々の負担上限額(高額介護サービス費の基準)の見直し
現役並み所得相当の世帯(同一世帯内に課税所得**4 145万円以上の65歳以上の方がいる世帯)の方については、負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。
ただし、単身世帯で収入が38.3万円未満、同一世帯内に65歳以上の方が2人以上いる世帯で収入の合計額が520万円未満の場合は、その旨をあらかじめ市に申請することで37,200円になります。

※4 「課税所得」とは、収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額をいいます。

介護保険負担割合証の申請書。利用者の氏名、生年月日、性別、住所、利用開始年月日、終了年月日、介護保険の種類(第1号被保険者、第2号被保険者)を記入する欄がある。

要介護・要支援認定を受けているすべての方に、7月末までに負担割合が記された証(負担割合証)を交付します。この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

Clip!

国民年金の保険料免除制度があります

問合せ先：日本年金機構大月年金事務所 ☎(22) 5837
市民課 保険年金担当

免除の種類	納付額 (H27保険料 月額15,590円)	年金 支給率	免除審査の基準となる 前年所得の目安
全額免除	0円	1/2	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3免除	3,900円	5/8	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	7,800円	6/8	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	11,690円	7/8	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額または一部の納付が免除される「保険料免除制度」があります。
免除制度を利用するには、本人、配偶者、世帯主それぞれの前年度所得が一定額以下であることが条件となります。保険料免除制度は所得に応じ4段階あり、それぞれの免除の種類、納付額、年金支給率、審査基準となる前年の所得は左表のとおりです。



また、このほかに「若年者納付猶予制度」や「学生納付特例制度」などがあります。
◎申請時点から2年1ヵ月前までの期間について、さかのぼって免除などを申請できます。
◎10年以内であれば免除期間の保険料をさかのぼって追納し、免除されたことで少なくなった、将来受け取る年金額を増やすことができます。
◎一部免除の期間中、必要な保険料を納めない「未納」とみなされ、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなったり、年金額が減る場合がありますのでご注意ください。

Clip!

結婚50周年を迎えられたご夫婦の金婚を祝う

申込・問合せ先：市社会福祉協議会 ☎(46) 5115

※この間に事実上婚姻していれば婚姻の届出日は問いません
2. 昭和39年9月15日以前に婚姻され、これまでに金婚式祝賀会に参加されていないご夫婦
申込締切日 9月10日(木)
参加料 無料
内容 金婚(結婚50周年)を迎えたご夫婦をお祝いします。
・結婚50周年を祝う式典
・アトラクション
・記念写真撮影

都留市社会福祉協議会では、結婚50周年を迎えられたご夫婦を対象に金婚式祝賀会を開催します。50年の歳月を振り返りつつ、なごやかな時間を過ごしてみませんか。参加を希望される方は、上記の申込・問合せ先までお電話でお申込みください。
平成27年度金婚式祝賀会の開催のご案内
日時 9月25日(金)14時から(受付13時30分から)
場所 都留市下合2516-1 いきいきプラザ都留3階
対象 市内に住民登録があり、以下のいずれかに該当するご夫婦
1. 昭和39年9月16日～昭和40年9月15日の間に婚姻されたご夫婦



昨年出席された方からの感想を頂きました
三枝 潔・昭子さんご夫妻
金婚式祝賀会に参加したことで、これまでの二人の人生を振り返る事ができ、これからも大事に生きていきたいと改めて思いました。合唱や、子どもたちの踊り、お抹茶を振舞っていただき、茶道の雰囲気も味わう事が出来ました。社会福祉協議会の皆様には、大変お世話になりました。すべての心づくしに感謝いたします。

中野忠三・正子さんご夫妻
今までの50年間、楽しいこと、苦しいこと、辛いことが沢山ありましたが、お互いを理解しあい、思いやりを持つことが大切であると感じました。これからも二人仲良く、命ある限り過ごしていきたいと思えます。
会場のお雰囲気がとても良く、参加して良かったと思えました。



特別養護老人ホームの相部屋(多床室)の部屋代負担の見直し
特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する方(ショートステイ利用者を含む)のうち、市民税課税世帯の方等については、「室料相当」の負担が生じます。

期間	対象となる所得段階	軽減前の保険料(年額)	軽減後の保険料(年額)
平成27年度～平成28年度	第1段階	31,100円	28,000円

◎第1号被保険者の介護保険料の軽減について
市議会6月定例会において、介護保険条例の一部を改正する条例が可決され、公費を投入し低所得の方の保険料を次のとおり軽減します。

Clip!

耐震診断の義務化対象建築物について

問合せ先：建設課
建築住宅担当



○「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正概要
過去の大地震で倒壊した建築物が道路等を塞いでしまい、避難や救急・消火活動、緊急物資の輸送などの妨げとなり、二次災害を発生させました。こうしたことから、平成25年に法改正され、県または市町村が指定する道路沿い（緊急輸送道路など）で、一定条件に該当する建築物は、耐震診断実施と診断結果の公表が義務づけられることになりました。

○緊急輸送道路とは

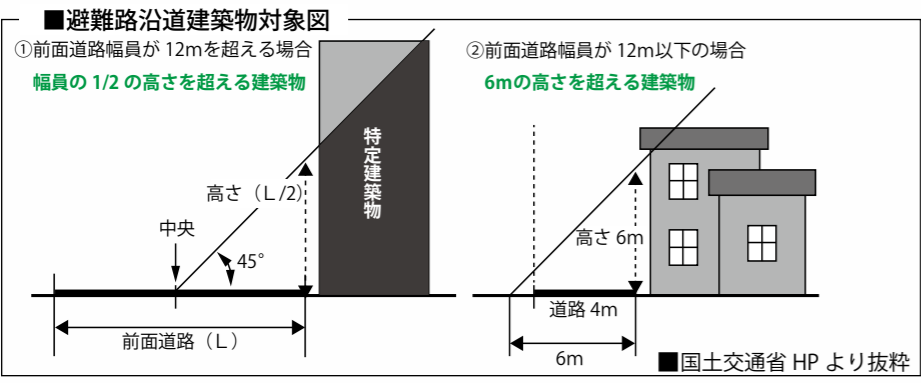
地震時における「円滑な避難」「救急・消防活動の実施」「避難者への緊急物資の輸送」「防災拠点と相互に連絡」などを円滑に行うため、高速道路、国道、県

○耐震診断義務化・結果公表義務付け対象建築物（避難路沿道建築物）

昭和56年5月末日以前に着工されたもので、かつ、①②に該当する建築物となります。
①前面道路幅員が12mを超える場合：
（前面道路（L）/2 + 道路までの距離（X）m以上の高さの建築物
②前面道路幅員が12m以下の場合：
（6 + 道路までの距離（X）m以上の高さの建築物
（※詳細は下記対象図参照）

○耐震診断の報告期限

耐震診断の報告期限は、平成27年度末になります。また、決められた期日までに報告がない場合は罰則規定があります。



Clip!

無料！木造住宅耐震診断実施中！

問合せ先：建設課
建築住宅担当

家族や財産を守るため、耐震診断・改修をしましょう。地震による住宅の倒壊などを防止し、災害に強い安全なまちづくりの推進を図るため、市では今年度も木造個人住宅の「耐震診断」を実施しています。この事業は、希望する皆様の家に、「耐震診断技術者」を派遣し、調査を行い、大規模地震に対する防災意識と市民の耐震対策を支援するものです。
調査対象建物
診断の対象は、次の条件を全て満たすものです。
①昭和56年5月31日以前に着工された住宅
②木造の個人住宅で2階建て以下の建物（長屋および共同住宅以外の建物）
③所有者が市内に住所を有し、かつ、自らが居住するもの
診断費用 無料※市が全額負担（一部国、県の補助金を活用）
内容
・耐震診断及び診断結果の説明
・耐震化改修工事に係る概算費用の算定
募集戸数 40戸（申込み順）
※この診断により、補強の必要があると診断された住宅で耐震改修をする方は、補助金が受けられます。詳細については、担当までご連絡ください。

Clip!

水道料金は納付期限までに納めましょう！

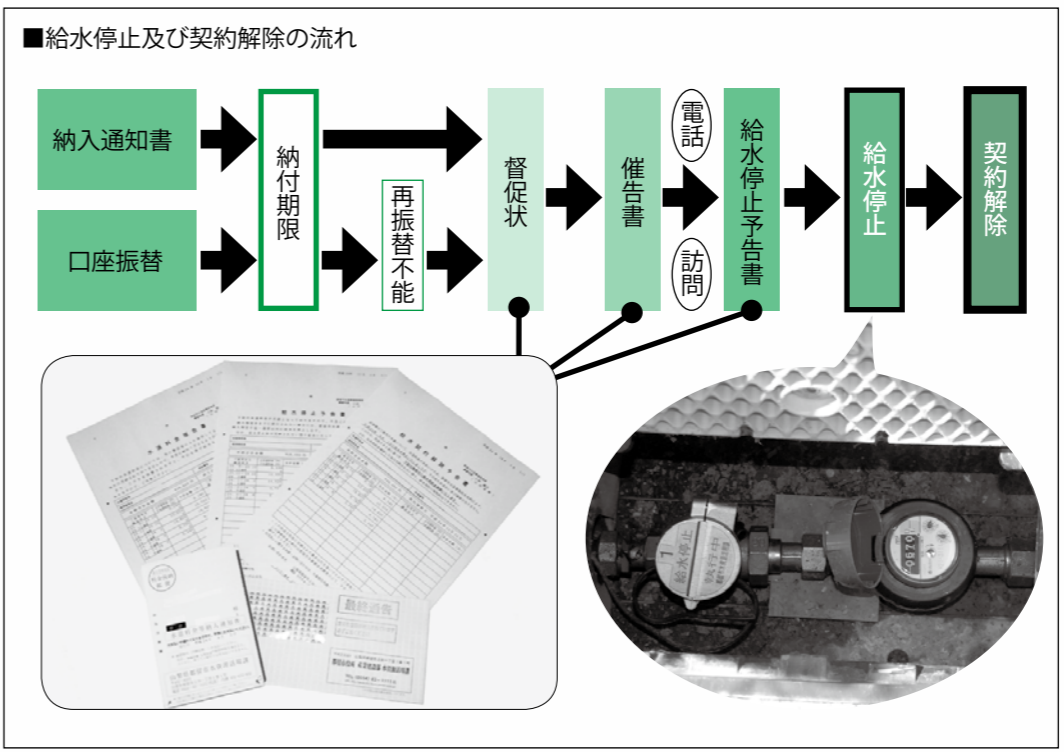
問合せ先：上下水道課
水道業務担当・簡易水道担当

水道事業は皆様からいただく水道料金で運営されています。
配水管の修繕、施設の維持管理、配水管の布設工事などにかかる費用は、皆さまからいただく水道料金で賄っています。水道料金がきちんと支払われないと、利用者間の不公平が生じてしまいます。
市では、お客様に公平にお支払いいただくために、きめ細かな未納対策を実施しています。

未納対策の実施

水道料金の未納者には、督促状・催告書の送付、電話・訪問催告などにより納入を促しておりますが、それでも支払いがない場合には、給水停止予告書を送付し、法令等に基づき給水停止を実施しています。給水停止後も納付及び連絡がない場合は、民法の規定に基づき、お客様との水道の給水契約の解除を行っています。水道料金が滞らないように納付期限内の納入をお願いします。

○口座振替をご利用ください！
こうした事態を避けるためにも、2カ月に1回自動的に振替納入できる便利な口座振替制度のご利用をおすすめします。口座振替のご利用は、預金通帳（口座番号のわかるもの）、印



鑑（通帳届出印）及び水道料金の領収書または使用水量等のお知らせ（お客様番号がわかるもの）をご持参のうえ、預金口座のある下記の取扱金融機関へお申し込みください。

- #### 取扱金融機関
- ・山梨中央銀行
 - ・山梨信用金庫
 - ・都留信用組合
 - ・山梨県民信用組合
 - ・クレイン農業協同組合
 - ・ゆうちょ銀行

Clip!

「認知症を考えるガイドブック」を活用してください！！

問合せ先：長寿介護課
地域包括支援センター



この大好きな都留市でいつまでも、安心して笑顔で暮らしていきたいですよね。認知症の方は現在10人に1人の状況で、今後ますます増えていきます。
あなたの理解やちょっとした見守り・声かけが認知症の方やその家族を支えます。
一人ひとりが認知症をできるだけ予防でき、また発症しても正しく理解し、適切なサービスを利用することができるように、本ガイドブックを作成いたしました。
内容は認知症の基礎知識、認知症への備え、接し方、相談窓口とサービス経過と対応、予防の方法、地域の支えなどです。
ご希望の方は長寿介護課 地域包括支援センターまでお問い合わせください。

